

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第六十八号

令和元年十一月十日執行の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年十月三十一日

### 福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	六、三五〇、九〇〇円	田村市	六、一七四、〇〇〇円
会津若松市	五、九七一、三〇〇円	南相馬市	六、二七二、七〇〇円
		相馬郡飯舘村	
郡山市	六、一五一、二〇〇円	伊達市	六、一六三、三〇〇円

### 福島県選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和元年十月三十日現在において、次のとおりである。

令和元年十月三十一日

いわき市	六、一六六、八〇〇円	伊達郡	
白河市	六、四三二、七〇〇円	本宮市	六、六〇三、四〇〇円
西白河郡		安達郡	
須賀川市	六、〇九二、〇〇〇円	南会津郡	五、七八一、七〇〇円
岩瀬郡		河沼郡	五、四七四、四〇〇円
喜多方市	六、五二三、一〇〇円	大沼郡	五、七三二、七〇〇円
耶麻郡		東白川郡	六、一三四、一〇〇円
相馬市	六、八九三、三〇〇円	石川郡	六、六九四、六〇〇円
相馬郡新地町		双葉郡	六、一三一、六〇〇円
二本松市	五、八二九、一〇〇円		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、〇二七  
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇〇、一六五  
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福島県選挙管理委員会  
 委員長 遠藤 俊博

選挙区		選挙区	選挙区
二本松市	一五、四九五	双葉郡	一七、九二四
相馬市相馬郡新地町	一一、〇二一	石川郡	一一、二二三
喜多方市耶麻郡	二一、〇六九	東白川郡	八、九七二
須賀川市岩瀬郡	二六、四一〇	大沼郡	七、三六〇
白河市西白河郡	三〇、五一四	河沼郡	六、三三三
いわき市	九一、〇三六	南会津郡	七、五五七
郡山市	九〇、四〇八	本宮市安達郡	一〇、八五七
会津若松市	三三、二七三	伊達市伊達郡	二七、二六八
福島市	七八、七四四	南相馬市相馬郡飯館村	一九、〇五八
		田村市田村郡	一八、二六五